

日本とイギリス (1925～1931年)

—深井英五とJ.M.ケインズ—

片岡俊郎

I

アメリカが、1900年、金本位制を採用し、イギリス、ドイツ、フランスに続き、当時の世界の経済4大国が金本位制を採用することによって、国際金本位制期(1900～1914年)が成立したといわれる。国際金本位制は、第1次世界大戦(1914～1918年)により、一時崩壊する。第1次世界大戦後、アメリカ(1919年)、ドイツ(1924年)が、金本位制に復帰し、イギリスが1925年、金本位制に復帰することによって再建国際金本位制期が始まる。1931年、イギリスが再度金本位制から離れることにより、再建国際金本位制は崩壊する。なお、フランスは1928年、我が国、日本は、1930年、金本位制に復帰している。

本稿では、再建国際金本位制期(1925～1931年)のイギリスと日本を問題にする。当時のイギリスは、金融最先進国であり、日本は、金融発展途上国である。最先進国イギリスと発展途上国日本を比較するに際し、イギリスの金融の理論家であり、実際家でもあるJ.M.ケインズ(1883～1946年)と、日本の実際家であり、理論家でもある深井英五(1871～1945年)の貨幣についての考え方をしてみる。その際、再建国際金本位制期は、J.M.ケインズ、深井英五両氏の考え方の時代的背景であって、時代を詳述するなかからイギリスと日本を比較するのではなく、J.M.ケインズ、深井英五の考え方からイギリスと日本の違いを明確にする。そのことは、再建国際金本位制期におけるイギリスと日本の貨幣理論家が、貨幣理論を構築するに際し、いかに時代に制約されたか

を確認することとなる。本稿では、再建国際金本位制期に執筆されたケインズ『貨幣論』（1930年）、深井英五『通貨調節論』（1928年）を取り扱う。両著は、再建国際金本位制期のケインズ、深井英五の代表作でもある。

金融の発展途上国、日本の深井英五『通貨調節論』の貨幣についての考え方を整理するのに適当なのが、金融の最先進国イギリスのケインズの著作『貨幣論』である。ケインズ『貨幣論』は、第1巻「貨幣の純粹理論」、第2巻「貨幣の応用理論」からなり、貨幣についてのきわめて体系的な書物だからである。

ケインズ『貨幣論』第1巻「貨幣の純粹理論」は、第1編「貨幣の性質」、第2編「貨幣の価値」、第3編「基本方程式」、第4編「物価水準の動態」から構成されている。第2巻「貨幣の応用理論」は、第5編「貨幣的要因とその変動」、第6編「投資率とその変動」、第7編「貨幣の管理」からなる。

ケインズは『貨幣論』第1巻「貨幣の純粹理論」、第1編「貨幣の性質」では、貨幣についての基本的な考え方を示した上で、第2編「貨幣の価値」、第3編「基本方程式」、第4編「物価水準の動態」で貨幣政策の二つの課題を、一つが貨幣価値の安定、二つが貨幣の円滑な流通を考察している。第2巻「貨幣の応用理論」、第5編「貨幣的要因とその変動」、第6編「投資率とその変動」の中では、第5編で「産業の活動状況」、第6編で「歴史的例証」をも示し、第7編「貨幣の管理」では、貨幣の「国民的管理の方法」、「国際的管理の諸問題」から、「超国家的管理の問題」にまで言及している。

なお、本稿では考察を、ケインズ『貨幣論』第1巻「貨幣の純粹理論」、第1編「貨幣の性質」に絞り、ケインズの貨幣についての基本的な考え方を整理する。第1編「貨幣の性質」は、第1章「貨幣の分類」、第2章「銀行貨幣」、第3章「銀行貨幣の分析」から構成されている。貨幣を考えるに際して、貨幣について、貨幣制度について、貨幣政策については、三位一体でなければならないと一般的に言われるが、先ず貨幣についての考え方を明確にしなければ、貨幣制度、貨幣政策についての考え方は定まらない。したがって、本稿では、複

雑になりつつある当時の貨幣について、貨幣の基本的考え方を考察して、貨幣についての考え方を取り出す中から、貨幣について、現代にも通用する見方を提示することを目的とする。

II

深井英五『通貨調節論』（1928年、新訂版1938年）は、第1章「考察の目標」、第2章「考察の態度」、第3章「通貨の意義」、第4章「通貨調節の必要」、第5章「通貨制度及思潮の変遷」、第6章「通貨調節の趣旨」、第7章「通貨の価値と通貨の調節」、第8章「通貨の対内価値と対外価値」、第9章「金本位」、第10章「在外正貨」、第11章「通貨伸縮の経路」、第12章「通貨調節の手段」、第13章「信用の伸縮」、第14章「通貨の発行制度」、第15章「経済活動と通貨の作用」から構成されている。なお、第4版（1929年）で、補遺として「英国発行制度の改正」「仏蘭西の金本位制定」が増訂され、新訂版（1938年）には、「金の価値と通貨の価値」（1930年執筆）が追録されている。

通貨を考えるに際し、通貨について、通貨制度について、通貨政策についてを同時に取り扱うのが一般的であるとは先に述べた。『通貨調節論』においても、第3章「通貨の意義」では、通貨について、第4章「通貨調節の必要」では、通貨政策について、第5章「通貨制度及思潮の変遷」では、通貨制度について考察され、そのことを基礎にして、第6章以下が展開されているととれる。深井英五をして「通貨問題の読本」あるいは通貨問題の「教科書」と言わしめている理由がここにある。

通貨について考える本稿においては、第3章「通貨の意義」を問題にし、深井英五の通貨についての基本的な考え方を理解することを目標とするのであるが、それ以前の第1章「考察の目標」、第2章「考察の態度」も、この際、検討しておくことにする。

『通貨調節論』第1章「考察の目標」は、第1節「由来」、第2節「通貨問題

の重要」、第3節「通貨調節の趣旨、手段、範囲」から構成されている。

第1節「由来」は、深井英五が、日本銀行の業務に従事し、通貨について「学んだこと、考えたこと、実験したこと」を、取りまとめたものであり、中央銀行の職能が、通貨調節にあるとすれば、通貨政策を取り扱うことは、通貨調節が「世界戦争の後を承けたる各国通貨制度の推移に重要な関係がある」故、通貨制度とも関係がある。したがって、本書の由来は、通貨について、通貨政策について、通貨制度について考えた結果の産物なのである。

第2節「通貨問題の重要」では、第1次世界大戦後のロシアのルーブル、ドイツのマルクが、片や革命のため、片や敗戦のため、無価値となったことに注目し、通貨について考えることが、通貨制度、通貨政策の考察につながるとしている。ロシアにおいては、新通貨制度が導入され、ドイツにおいては、新通貨政策の実施により、経済危機が乗り越えられた現実を示すことによって、通貨問題の重要性が説かれるのである。

第3節「通貨の調節の趣旨、手段、範囲」では、通貨の状態が、通貨制度、通貨政策によって人為的に動かしうることに注目して、公益上の趣旨、目的をもって、人為的に行なわれる通貨調節こそ、考察の中心におかれなければならないとしながらも、通貨調節は、官・公だけではなく、民・私の協力が必要であることが、同時に説かれる。したがって、官・公、民・私の納得のいく通貨調節の趣旨は重要であり、その際、実際に即して、論理的に考える中から、いかなる通貨調節の手段を使うか、通貨調節はどのような範囲にまで広げるかを、明確にすることを目標とするのである。

『通貨調節論』第2章「考察の態度」は、第1節「社会の福祉」、第2節「経済現象の傾向」、第3節「学説の論争」から構成されている。

第1節「社会の福祉」では、経済問題に関する考察は、知識の獲得、経営の指針として、私益をもってなされることもあるが、本書では、公益すなわち社会の福祉の増進への貢献が目的であり、社会の福祉が重要であることを強調し

ている。社会の福祉では、社会全体の物質的豊かさと、分配の公平さを軸と考える必要を、「衣食足って礼節を知る」ということわざから、「人はパンがなければ生きられない」現実を見据え、物質的生活の充実が、精神的生活の向上の条件と認め、「人はパンのみに生きるにあらず」から、一線を画した物質的生活に中心をおいた社会の福祉の増進を説き、社会の福祉を経済的考察の目的とするとしている。

第2節「経済現象の傾向」では、経済的合理性に中心をおき、経済的合理性を短期的、中期的、長期的観点から考察することにより、経済現象の自然の傾向を把握しなければならないとしている。通貨調節は、経済現象の自然の傾向を基礎として、工夫されなければならないものであるからである。

第3節「学説の論争」では、理論と実際の問題はさておき、いかに通貨を調節すべきかという観点の下に、理論の構成には打算と直観を加え、現実との対応のなかで学説を問題にするにとどめたいとしている。

なお、本考察は、現行の経済状態を基礎とするものであるが、現実にとらわれない一般性を追究するものでもある故、本書においては、事実を詳述するものではないとしている。

『通貨調節論』第3章「通貨の意義」は、第1節「通俗の用例」、第2節「通貨の種類」、第3節「通貨の代用」から構成されている。

第1節「通俗の用例」では、通貨は何を意味するかを、世間の用例になるべく広く適合するものを採用したいとしている。通貨とは、通俗の用例の「かね」を採用し、「かね」とは、租税の上納、買物の代金、労務の報酬、債務の弁済、その他支払決済のために一般に授受される物、受け取り者の側において、一般に認められる物を指し、一般的支払手段として通用する物と考える。貨幣という言葉は、鑄造された硬貨、略して鑄貨として狭く使われることがあるから、貨幣という言葉は使わず、貨幣として通用するもの即ち通貨という言葉で一貫することにしたいとしている。

第2節「通貨の種類」では、通貨は、金貨、銀貨等の正貨、正貨の代用品である政府紙幣、兌換銀行券、不換銀行券を区別せず、一般の支払に通用する事実に重きを置き、通貨の機能をはたしている物を指すとしている。通貨とは何かという問題と、いかなる通貨が良いかという問題は区別し、立法上、即ち制度上あるいは政策上の問題として、両問題は、通貨調節を考える場合は重要であるが、立法者及び通貨の調節の任に当たる者に左右される故、国により、時代により判断しなければならないとしている。したがって、本章では一般的に通貨を考察する場合であるから、通貨とは何かという問題に絞り、処理することにするとしている。通貨の実情を見てみるに、現代国家においては、国定の鑄貨、政府の発行する紙幣、国家の付与する特権に基づく銀行券、即ち金貨・銀貨・アルミ貨等、政府紙幣、中央銀行券を指す。鑄貨は、本位貨と補助貨を区別せず、紙幣は、政府、中央銀行の区別、兌換、不換の区別をせず、法制上、實際上使用されている物を通貨と考えるのである。ただ、制度上の問題でもある故、通貨の扱い上において、国により、時代により異なることがあることを、発行部と営業部の区別あるイングランド銀行と、発行部と営業部の区別のない日本銀行とでその違いを示している。日本とイギリスの中央銀行における中央銀行券の扱いの会計上の違いでもある。

第3節「通貨の代用」では、通貨に鑄貨または紙幣以外に、小切手又はその源泉たる銀行預金を加えることもできるが、我国の現状においては、特に通俗の考え方に依拠すれば、小切手又はその源泉たる銀行預金を通貨とみなさず、通貨授受の便法、並びに通貨を実際授受せず、通貨の勘定を決済する手段としておくとする。ただ、通貨調節の問題を考える場合においては、官・公、民・私双方の問題である故、鑄貨及び紙幣とあわせて小切手又はその源泉たる銀行預金も対象としなければならないとしている。小切手又はその源泉たる銀行預金は、現行の金融機関の問題である故に、イギリスと日本では、銀行制度の発達如何で取り扱いにおいて異なることは、やむを得ないことであるとする。通

貨には、国内通貨と国際通貨が存在するが、この際、国際通貨の金地金、国内通貨である小切手又はその源泉たる銀行預金（預金通貨）は、通貨とみなさず、国内通貨は、鑄貨及び紙幣、即ち現金通貨のみを通貨として取り扱うこととしている。

III

ケインズ『貨幣論』（1930年）、第1巻「貨幣の純粹理論」、第1編「貨幣の性質」、第1章「貨幣の分類」は、1「貨幣と計算貨幣」、2「本来の貨幣と銀行貨幣」、3「代理貨幣」、4「貨幣の形態」、5「流通貨幣」、6「歴史からの例証」、7「管理貨幣の発展」から構成されている。

1「貨幣と計算貨幣」では、貨幣理論の本源的な概念として計算貨幣を取り出す。計算貨幣は、繰延支払の契約である債務、売買契約の付け値である価格表と共に現われ、貨幣それ自体は貨幣の引渡しにより債務契約および価格契約を履行し、一般的購買力の貯蔵として保持されるものであるとして、計算貨幣と貨幣とは区別される。したがって、計算貨幣は記述あるいは称号であり、貨幣それ自体は記述、称号に照応する物であると考えればよいとされる。同じ物が常に同じ記述に照応するならば、貨幣と計算貨幣の区別は意味がないが、同じ物が同じ記述に照応しない現実からは、貨幣と計算貨幣の区別は重要であるとする。契約と付け値を問題にする場合、その履行を考えざるをえず、法律あるいは慣習、すなわち国家あるいは社会が導入されるとする。貨幣と国家の関係は、国家が計算貨幣の履行を強制し、計算貨幣に照応する物を決定するとすれば、国家によってクナップ(G.F.Knapp)の表券主義—貨幣は国家の創造物であるという学説—が、完全に実現されることになる。したがって、計算貨幣の採用が、物々交換の時代から貨幣の時代への移行なのである。そして計算貨幣の継承の連続性は、名称の変更があつたとしても換算によって保たれ、現存の契約がいっせいに無効にされてしまうような余程の大激変がない限り、それは保

証されるものなのである。

2 「本来の貨幣と銀行貨幣」では、計算貨幣の導入が、二つの派生的範疇——計算貨幣で表示される売買契約の付け値、債務契約・債務証書と売買契約あるいは債務を履行する本来の貨幣——を生むことを見てきたケインズは、計算貨幣で表示される債務証書に注目し、債務証書が取引の決済において本来の貨幣に代わって使用されるという貨幣の代替物の発見から、銀行貨幣概念を導き出す。つまり、本来の貨幣すなわち国家貨幣の代替物としての私的な債務証書である銀行貨幣の出現である。

3 「代理貨幣」では、私的な債務証書である銀行貨幣の存在は、本来の貨幣である国家貨幣概念を拡大することが述べられる。すなわち、銀行貨幣が私的な債務を表わすものから、国家の負う債務を表わすものとなり、国家が表券主義的特権を行使して、債務それ自体が負債を弁済するものとして受領すべきことを布告する。その結果、ある特定の種類の銀行貨幣が、本来の貨幣である国家貨幣に転化される。すなわち、代理貨幣となる。したがって、本来の貨幣である国家貨幣は、代理貨幣と商品貨幣から構成されることになる。つまり、歴史的にある種の銀行貨幣が国家に採用されることによって、私的債務証書である銀行貨幣は代理貨幣へ、すなわち、国家貨幣に移行したのである。

4 「貨幣の形態」では、国家貨幣が取り得る三つの形態が取り出される。商品貨幣、法定不換紙幣、管理貨幣である。法定不換紙幣と管理貨幣は、代理貨幣の亜種であり、商品貨幣は、本来の貨幣、国家貨幣としての商品貨幣である。

商品貨幣とは、自由に獲得できる非独占的な特定の商品の現実の一定量で構成されており、その供給は稀少性と生産費とによって左右されるものである。法定不換紙幣とは、象徴的あるいは名目的貨幣であって、国家が創造し発行するもので、客観的標準物で測っても何らかの確定した価値を持っていないものである。管理貨幣とは、法定不換紙幣に類似しているものの、国家がある客観的標準で測って確定した価値を持たせるように、兌換やその他の方法で、その

発行条件を管理することを引き受けている点で、法定不換紙幣とは異なるものであるとする。

商品貨幣と管理貨幣は、価値の客観的標準物との関わりを持ち、管理貨幣と法定不換紙幣とは、国家の法律もしくは慣例と切り離された場合、比較的わずかな固有の価値か、あるいはそれをまったく持っていないものなのである。したがって、管理貨幣はある意味で法定不換紙幣と商品貨幣の雑種である。しかも、近代的貨幣が、商品貨幣と管理貨幣との混合物から管理貨幣に移行していく過程と理解して、ケインズは、以下管理貨幣を軸に考えていくとしている。

5「流通貨幣」では、交換手段として、本来の貨幣が管理貨幣に絞られ、債務証書である銀行貨幣との関連で考慮される必要が「流通貨幣」概念への展開となる。公衆の手元にあるすべての種類の貨幣総量を問題にする場合、国家貨幣であるか銀行貨幣であるかはほとんど問題にならないとし、両方の総計を流通貨幣と呼び、第3章「銀行貨幣の分析」で三つに分解して、所得貨幣（所得預金）、営業貨幣（営業預金）、貯蓄貨幣（貯蓄預金）として分析される。

6「歴史からの例証」では、今までの理論が具体的に考察され、貨幣の発展の三つの重要な革新として、まず表券主義が、すなわち国家が計算貨幣に対応させる客観的標準物を指定した本来の貨幣である国家貨幣があげられ、次に、貨幣がもはやその客観的標準物で作られない代理貨幣、最後に、国家がさらに一歩進めて客観的標準物を放棄する法定不換紙幣があげられる。つまり、計算貨幣から国家貨幣へ、国家貨幣から代理貨幣へ、代理貨幣から法定不換紙幣への発展に注目する。

7「管理貨幣の発展」では、代理貨幣のうちの管理貨幣が取り出され、管理貨幣が四つの交換用具である銀行貨幣、法定不換紙幣、管理貨幣、商品貨幣の中で、他の三つそれぞれに対して関わりを持っているため、管理貨幣の発展を追うことによって、現行の貨幣制度を問題にする。

管理貨幣の出発点を、18世紀の商品貨幣が通例であった時代に、銀行貨幣の

発展が代理貨幣への道を示しつつあった際の、フランス革命の結果である法定不換紙幣の存在から説き起こし、1819年の金本位復帰は純粋な商品貨幣制度ではなく、混合的な管理貨幣制度であったとする。しかし、管理貨幣が1844年のイギリスの銀行特許条令までの25年間に、正しく理解されていなかったことを指摘し、1844年の条令は、管理方法として一つの正しい原理と一つの重大な混乱とで合成されていたとする。一つの正しい原理とは、本位維持を確実にするため、代理貨幣の数量制限の強制であり、一つの重大な混乱とは、銀行貨幣の存在あるいは国家貨幣と銀行貨幣の相互関係を無視し、もはや完全な意味での商品貨幣ではない代理貨幣に、商品貨幣と同じような動き方をさせようとする無益な試みであったとする。実際、その混乱を避け得たのは、条令の中には具体的に表現されてはいなかったものの、銀行貨幣の驚くべき発達と結びついた銀行利率政策（公定歩合政策）の採用があったからである。すなわち、本位維持のために銀行利率政策（公定歩合政策）が非常に重要な働きをしたとの指摘である。

ケインズが『インドの通貨と金融』で、為替本位として一括して論じたものを、『貨幣論』においては、その執筆当時の事情を取り入れ、為替本位と為替調整とに分け、二つの概念から、為替本位をより厳密に定義する。為替本位とは、ある他国の法貨が客観的標準物とされる管理された代理貨幣であるとし、インドが英貨スターリングを客観的標準物としたために、インドの通貨制度は金為替本位制なのである。他方、客観的標準物を外国貨幣ではなく、例えば金とし、当該の貨幣を標準物に一致させるよう管理するために外国の金融中心地に準備を保持し、定められた相場で外国為替を売買することを、ケインズは為替調整と呼ぶ。為替調整の典型として、外国の金融中心地に準備を保持し、事情に応じて各中心地での準備の割合を変化させながら、大きな利益を収めてきた日本を取り上げる。ケインズが、『インドの通貨と金融』では、日本を誤解し金為替本位制採用国と指摘していたことを思い起こせば、ケインズの管理貨幣概念の

明確化には注目を要する。特に、為替調整が、固定された客観的標準を何も持たない法定不換紙幣の場合にしばしば採用されてきたとするケインズの指摘から、ケインズを時代的背景との関係で考えなければならないことを知ることができる。

1925年の金本位法も、第1次世界大戦下の法定不換紙幣からの脱出として理解されるものの、もはや1819年時点での混合的な管理貨幣制度ではなく、純粋な管理貨幣制度として理解される。なぜなら、ソヴリン金貨の形での第1次大戦前の商品貨幣は、もはや復活しなかったのである。ケインズは、1925年の金本位法の成立に際して、公衆が必ずしも正確に事態を理解しなかった理由を、第1次世界大戦後の法定不換紙幣と近代以前の商品貨幣との間にある、管理貨幣概念の存在に気づけなかったためであるとし、管理貨幣概念の確立と、管理貨幣発展の歴史を説く重要性を指摘するのである。また、貨幣改革論者が本位自体にも疑問を投げかけ、経済学の文献ですでに久しく周知であったいわゆる一般的計表本位、つまりある種の代表的な合成商品を本位とする新たな本位の提案をしていることに言及して第1章を閉じている。

IV

ケインズ『貨幣論』第1巻、第1編「貨幣の性質」第2章「銀行貨幣」は、1「銀行貨幣の『創造』」、2「流通貨幣は主として銀行貨幣である」から構成されている。

1「銀行貨幣の『創造』」では、銀行貨幣は、国家貨幣よりも多くの便宜と付随的な利点とを有しているとする。近代の銀行は、銀行貨幣を創造することによって、社会に役立っている故、銀行貨幣の創造者としての銀行が問題になる。銀行は、預金の受け入れ、貸出し、投資によって、銀行貨幣を創造する。銀行の資金の調達と、資金の運用によって、銀行貨幣が創造されるのである。資金の調達と資金の運用の顧客との関係の違いは、資金調達の対象者である預金

者と、資金運用の当事者である借入者との銀行貨幣に対する意図の違いであるとする。銀行の実際家達は、銀行組織の主導権は、預金者の側にあると言うが、必ずしもそのようでないことを明らかにしたいとする。銀行が、銀行貨幣を創造する時、銀行の資金の運用が、銀行資金の調達に依拠していることは、明らかである。しかし、資金の運用が、銀行貨幣によってなされるものであるから、銀行組織の強さは、資金の調達、資金の運用の両者によって判断されなければならないとする。したがって、銀行組織の主導権は、預金者の側に必ずしもないことは明らかなのである。銀行組織には、内在的な不安定性が存在することは事実であり、不安定性を実際問題として取り扱うことは、極めて重要なことであるとしている。銀行組織の内在的な不安定性は、国家貨幣と銀行貨幣が並存する故であり、銀行貨幣の総額に対する国家貨幣の一定の割合も、問題となる。銀行貨幣の総額に対する国家貨幣の一定の割合は、準備金といわれるものであり、準備金を、中央銀行に提供している場合、準備金は、手形交換所を決済するためだけではなく、銀行準備が不足する場合、準備を補充するためにも役立つものでもあるとする。したがって、銀行は、準備金の額を決定しなければならないのである。準備金の額は、預金者の慣習に依存し、慣習は、国、時代によって異なるであろう。銀行の経営規模は、預金額によって判断される故、準備金の額は、経営規模とも関係するであろう。銀行の行動は、資金の調達と資金の運用との関係で理解されるべきであり、銀行組織全体としては、準備資産の総計が重要なのであるとする。即ち、国家貨幣の総額が問題となるのである。国家貨幣の創造者が、中央銀行である場合、銀行組織の総準備資産額は、中央銀行の支配下にあり、中央銀行は、銀行に対してオーケストラの指揮者の役割を果たしていることになる。

2「流通貨幣は主として銀行貨幣である」では、流通貨幣の総額に占める銀行貨幣の割合は、国家貨幣に比較して一例えばイギリスやアメリカのような国では、総流通貨幣額の10分の9が銀行貨幣と想定される一圧倒的な大きさを

示すようになるとしている。社会の貨幣的慣習の発展によって、種々の時代、または、種々の国で非常に異なっているが、現下においては明らかに銀行貨幣が主であり、国家貨幣は、補助的な地位に退きつつあるとする。したがって流通貨幣の観点から貨幣を見れば、銀行貨幣が中心であり、銀行貨幣を軸に実際の経済を見ていくことが妥当であろうということになる。統計上の問題はあるが、1926年以降、アメリカ、イギリスにおいては、要求払預金と定期性預金を国家貨幣との関係で見れば、公衆の保有する国家貨幣は、総流通貨幣額の約10パーセントとみなしてよいであろうとしている。近代貨幣を扱うに際しては、銀行貨幣を典型的なものと考え、国家貨幣を第2次的なものとして取り扱う方が、現実に則した結論が得られるであろうとする。

第3章「銀行貨幣の分析」は、1「所得預金、営業預金および貯蓄預金」、2「要求払預金と定期性預金」、3「預金と当座貸越し」、4「取引量との関係における預金量」から構成されている。

1「所得預金、営業預金および貯蓄預金」では、銀行貨幣を預金者（あるいは預金保有者）の立場から考えるとし、われわれがある大きさの貨幣の蓄えを保有しているのは、三つの理由があり、三つの理由に基づいて所得預金、営業預金、貯蓄預金の説明に移ることになる。所得預金は、個人が自己の所得から、受け取りと支出との時間的な隔りをつなぐことと、不時の出来事に備えておくために一定額の貨幣を保有する、すなわち個人的支出および個人的貯蓄に当てるために保有されるものである。営業預金は、商人、製造業者あるいは投機業者が営業目的のために保有する預金なのである。所得預金と営業預金は、現金預金と呼び、アメリカでは、要求払預金と呼ばれるものを指す。貯蓄預金は、経常的な支払いのためではなく、預金者にとって投資のために保有されるものであり、預金者が投資の形態を自由に選択するために、いいかえれば貯蓄の運用の一手段として持たれる預金であるとする。

2「要求払預金と定期性預金」では、現金預金が、アメリカでは要求払預金、

イギリスでは当座勘定、貯蓄預金は、アメリカでは定期性預金、イギリスでは預金勘定であることを確認した上で、現金預金と貯蓄預金の違いは、預金に利子がつくか、つかないかではないとしている。現金預金と貯蓄預金の区別は、現金預金が小切手による受払いの規則性に基づくものであり、貯蓄預金は、他の金融資産の魅力との関係で保持されるものであるとしている。一応区別はしたが、統計的に現金預金と貯蓄預金を区別することはむずかしいとしている。しかし、総預金に対する現金預金と貯蓄預金の割合を推測することは可能であり、しかも、その割合が一定していないということが問題なのであるとする。そこで、国家貨幣と銀行貨幣の区別の原点に溯り、銀行貨幣の発展は、銀行貨幣が債務証書であり、したがって小切手制度の発達と結びつけなければならないことが示唆される。そして、小切手の使用と結びつけて、各国の発展段階により、銀行預金が投資の性質を示し、たいていの支払いは銀行券によってなされる第1段階、銀行預金が一部は現金保有の手段として用いられるが、支払いをする時がくれば、一般に銀行券に換えられる第2段階、銀行券の使用は、賃金の支払い及び小口の取引に限定され、営業的取引には主として小切手を使用される第3段階、銀行券が小口の取引、小遣い銭にのみ使われ、賃金支払いもまた小切手で行われる第4段階があるとして、イギリスは第4段階の直前にあり、アメリカは、第3と第4段階の間、多くのヨーロッパ大陸諸国は、第2と第3段階の間にあるとしている。

3「預金と当座貸越し」では、イギリス特有の当座貸越し制度に注目し、小切手帳の使用が必ず預金を伴うという一般的な考え方をしりぞけ、当座貸越しに注目する意味を述べる。当座貸越しの技術を発展させることは、現金預金の額を節約する慣習を拡げ、イギリスでは企業だけではなく、個人も当座貸越しの便宜を利用することによって、小切手の使用が次第に増加しつつあるとしている。しかし、統計的には当座貸越しを考慮に入れた現金預金総額を判断することは現時点では非常に難しいものがあるとしている。

4「取引量との関係における預金量」では、現金預金が支払いを目的とするために保有されるものであり、貯蓄預金が支払いとは異なる目的のために保有されるものであると見てきたのであるが、現金預金である所得預金と営業預金との支払いの量との関係を見ておくことも必要であるとしている。所得預金は、社会の年間の集計的貨幣所得との関係で把握すれば、割合はほぼ一定しているとして、イギリスにおいては、現時点において、8パーセントとみなしてよいとしている。営業預金は、額において、安定性と規則性を欠くとしている。なぜならば、営業者間の取引が、単純でないからである。生産機能の分業から生ずる取引のために保有される営業預金は、かなり安定的であると考えてよいであろう。したがって、このような営業預金は、所得預金と一緒にして産業的流通として理解することができるであろうとする。だが、資本財あるいは商品の投機的取引、金融的取引のために保有される営業預金は、貯蓄預金と合わせて金融的流通として処理しなければならないであろうとする。経常的な生産および消費から生ずる取引とは無関係な営業的取引の存在は、金融的取引を巨額に導くものであり、現行の貨幣的諸問題の解決には、経常的取引量と関係が密接である産業的流通よりも、それとは無関係に動く金融的流通に一層の関心を示さなければならないとしている。したがって、同じ現金預金と呼ばれる所得預金と営業預金は、産業的流通と金融的流通で区別しなければならないとして、1926年のアメリカにおける小切手取引が、アメリカの年間所得の10倍であった理由は、営業預金の金融的流通としての性格から生じているとしている。

V

通貨について、あるいは通貨諸問題解決についての実際家であり、理論家でもある日本の深井英五と、理論家であり、実際家でもあるイギリスのJ.M.ケインズの通貨についての考え方を、深井英五、J.M.ケインズが描く再建国際金本位制期の日本とイギリスを比較しながら整理すれば、次のようになる。

日本においては、現金通貨（铸貨及び紙幣）のみを通貨とみなす深井英五と、イギリスにおいて、現金通貨、預金通貨（要求払預金）、準通貨（定期性預金）を通貨と考える J.M. ケインズには、金融の発展途上国日本と金融の最先進国イギリスの違いを読み取ることができる。ケインズは、小切手制度の発達に目を向け、第 1 段階を銀行預金は投資のためだけに持たれ、たいていの支払いは（中央）銀行券によってなされ、第 2 段階にいたっては、銀行預金が一部分現金保有の手段として保有されるが、支払いをする時がくれば、一般に（中央）銀行券に換えられ、第 3 段階になれば、賃金の支払い、小口の取引は（中央）銀行券が使用されるが、営業的取引には主として小切手を使用され、第 4 段階では、（中央）銀行券は小口の取引、小遣い銭以外に使用されず、賃金の支払いもまた小切手で行なわれるとしている。ケインズは、イギリスを第 4 段階の直前、アメリカを第 3 と第 4 段階の中間、多くのヨーロッパ大陸諸国は、第 2 と第 3 段階の中間としている。さしづめ、日本は、ケインズによれば第 2 段階にあると言ってよいであろう。イギリスは、金融の最先進国、日本は金融の発展途上国なのである。

日本においては、含めるとすれば、金地金を国際通貨、銀行預金を国内通貨とみなす深井英五、イギリスにおいては、現金通貨を軸として、1925年～1931年のイギリスを純粋な管理貨幣（管理通貨）制度の時代とみなし、小切手制度の発達に目を向け強調するケインズには、国内通貨と国際通貨の区別だけで満足せざるを得ない日本、世界の通貨制度の大勢を商品貨幣制度の時代から混合的な管理貨幣制度を経て純粋な管理貨幣制度の時代を迎えたイギリスとの違いが、ケインズが金地金から一步離れて貨幣（通貨）を考察する立場にいられたといえるであろう。今後の時代が、混合的な法定不換紙幣制度の時代（1931～1973年）から、純粋な法定不換紙幣制度の時代（1973年～）にいたる過程と考えた場合、ケインズが最先進の体系的貨幣理論を樹立しようとしているのに対し、深井英五は、現在からみて、きわめて常識的な貨幣理論にとどまらざ

るをえなかったことが理解できるであろう。

イギリスを常に念頭に置きつつ、日本の現状を考える深井英五、日本も気かけながら常にアメリカとの関係でイギリスを考えるケインズには、イギリスと合衆国によるヨーロッパとアメリカの二大金融の中心地形成を予知したケインズと、イギリスとはあまりにも距離的に遠く、最終的にはヨーロッパとアメリカのどちらかを選択せざるをえなくなり、東アジア経済圏樹立に向かわざるをえない状況に追い込まれるであろう日本の深井英五の通貨問題考察における苦衷を察する必要も出てくるであろう。

最後に、ヨーロッパ経済圏の通貨、ユーロ、アメリカ経済圏の通貨、アメリカドルと並び、東アジア経済圏の中心通貨となりつつある日本円を抱えた現時点での我国が、深井英五とJ.M.ケインズでの問題を金融システム、金融政策についてどのように考えたらよいかを示し、本稿の結びとしたい。

我国が金融の最先進国の一つである現状から、我国の国内金融システム、国際金融システムの確立は、緊急の課題である。国内金融システムにおいては、中央銀行、民間金融機関、公的金融機関の機能を最大限に発揮できる日本の金融基盤形成であり、国際金融システムにおいては、東アジア経済圏を中心とした資本市場の育成であり、現下、最大の課題といわれるアジア通貨基金(AMF)の創設にも我国は主導的な役割を果たさなければならないであろう。

金融政策においても、貨幣（通貨）政策の二つの課題、通貨価値の安定と通貨の円滑な流通（金融システムの安定）も、国内、国際両面から追求しなければならない。通貨価値の安定の、国内物価の安定は、国内的な問題であり、外国為替の安定は、国際的な問題である。国内経済におけるデフレの克服、国際経済における外国為替の売買、国際政策協調は、日本のみならず世界の持続的な経済成長基盤をつくり上げる面から重要であるとの認識をもたなければならないであろう。金融システムの安定（通貨の円滑な流通）においても、国内、国際両面での「決済システムの安定性と効率性」と「信用秩序の維持」が必要

なのである。そのためには、我が国における中央銀行金融政策と政府金融政策は一体となって問題に取り組む必要があるだろう。その際、先に述べた国際政策協調と国際経済情報収集に一層努める必要があることが確認されるであろう。

ケインズ流に言えば、商品貨幣制度（～1819年）の時代から、混合的な管理貨幣制度（1819～1925年）、純粋な管理貨幣制度（1925～1931年）、混合的な法定不換紙幣制度（1931～1973年）を経て、純粋な法定不換紙幣制度（1973年～）の時代にある現在、通貨についての考察に基づいた、時代に即した新しい通貨制度、新しい通貨政策は、常に模索されなければならないであろう。